

大船渡市若者U・Iターン支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩手県の実施するいわて若者U・Iターン支援金を活用し、大船渡市への若者の移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県外から大船渡市に移住した若者に対し、予算の範囲内で大船渡市若者U・Iターン支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住を目的として岩手県外から大船渡市に転入した者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校及び同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等として市長が認めるものをいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法第50条に規定する高等学校、同法第66条に規定する中等教育学校後期課程、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部及び同法第125条第2項に規定する専修学校の高等課程のほか、これらに準ずる学校等として市長が認めるものをいう。
- (4) 支援金（一般） 大船渡市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上（うち直近1年以上は連続して）岩手県外に在住していた者であって、別表第1に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して交付する支援金をいう。
- (5) 支援金（新卒者） 大船渡市に転入する直前に岩手県外に在住しており、かつ、大船渡市に転入する直前の3年以内に、岩手県外に在住しながら、岩手県外の大学等又は高等学校等へ通学し、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した者であって、別表第2に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して交付する支援金をいう。
- (6) 申請者 移住者として、支援金の交付を申請する者をいう。
- (7) 世帯員 申請者の属する世帯に属する申請者以外の者で、支援金（一般）の算定の対象となるものをいう。
- (8) マッチングサイト 岩手県が、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））を活用して、岩手県外に在住する求職者に対して岩手県内に所在する事業所の求人情報を提供するため運営するインターネットサイトをいう。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年3月14日以降に、進学又は転勤以外の理由により岩手県外を転出し、定住の意思をもって大船渡市に転入したこと。
- (2) 大船渡市に転入届をし、大船渡市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 大船渡市に転入した日（以下「転入日」という。）において40歳未満であること。ただし、当該転入日の翌日が40歳の誕生日である者を含む。
- (4) 大船渡市に、支援金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有していること。

- (5) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
 - (6) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 日本人であること。
 - イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (7) 過去10年以内に、大船渡市移住支援金の交付を受けるに当たって、その算定の対象となっていないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合や、移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が当該移住支援金の交付を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった場合で、市長が認める場合を除く。
 - (8) 過去10年以内に、大船渡市地方就職支援金の交付を受けていないこと。ただし、当該地方就職支援金を全額返還した場合を除く。
 - (9) その他、大船渡市が支援金の交付の対象として不適当と認める者でないこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、支援金(一般)の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。
- (1) 大船渡市に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、岩手県外に居住し、岩手県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
 - (2) 大船渡市に転入する直前、連続して1年以上、岩手県外に居住し、岩手県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていたこと。
- 3 第1項に掲げるもののほか、支援金(新卒者)の申請者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。
- (1) 岩手県外の大学等又は高等学校等に在学し、大船渡市に転入する直前の3年以内に、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了したこと。
 - (2) 前号の在学した期間から大船渡市に転入する直前まで、岩手県外に居住していたこと。ただし、在学中に岩手県外から岩手県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に岩手県外から岩手県内の他の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。
- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、岩手県外の大学等又は高等学校等への進学に伴い、一時的に岩手県外で居住していた者で、当該県外の大学等又は高等学校等への在学期間にわたり岩手県内の市町村の住民基本台帳に記録されていた者が、支援金(新卒者)の交付を申請しようとする場合には、申請者に対し、当該県外の大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した事実、転出元の岩手県外の市区町村に居住していた事実及び大船渡市に居住している事実を証明する書類を提出させることをもって、岩手県外からの転入の事実を確認するものとする。ただし、申請者は、申請の時点において、大船渡市の住民基本台帳に記録されていなければならない。

(世帯員の要件)

第4条 世帯員は、第3条第1項第2号及び第5号から第9号までに掲げる事項の全てに該当するものとする。

- 2 世帯員は、岩手県外からの転出の際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、大船渡市への転入の際にも申請者と同一の世帯に属していなければならない。ただし、転出又は転入が申請者と同時

でないことについて、やむを得ない事情があると認める場合を除く。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、基礎額と加算額とを合算した額とする。

2 基礎額及び加算額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(申請)

第6条 申請者は、大船渡市若者U・Iターン支援金交付申請書(一般)(様式第1号)又は大船渡市若者U・Iターン支援金交付申請書(新卒者)(様式第1号の2)に、別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第7条 支援金の交付の申請は、転入日から起算して1年以内にこれをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、岩手県の実施するいわてお試し居住体験事業により県営住宅の一時使用をした者にあつては、当該一時使用の終了日又は当該一時使用の開始日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日(以下この項において「特例起算日」という。)から起算して1年以内にこれをしなければならない。この場合において、申請者は、特例起算日までに、当該県営住宅の所在する岩手県内の市町村に転入届をし、当該市町村の住民基本台帳に記録されていなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大船渡市若者U・Iターン支援金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、不適当と認められ、支援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(請求)

第9条 前条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大船渡市若者U・Iターン支援金交付請求書(様式第7号)及び支援金の振込先を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があつたときは、交付決定者に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(返還)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、支援金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 支援金の交付の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。
- (2) 申請日から起算して1年以内に、大船渡市から転出したとき。
- (3) 申請日から起算して1年以内に、支援金の交付の要件となった職を辞したとき。
- (4) 申請日から起算して1年以内に、支援金の交付の要件となった岩手県地方創生起業支援金

の交付決定を取り消されたとき。

(5) その他、支援金の交付の要件として大船渡市が定める要件に該当しなくなったとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

要件	適用
就業	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 新規雇用者であること。</p> <p>イ 勤務地が岩手県内に所在すること。</p> <p>ウ 申請者にとって三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。</p> <p>オ 就業した求人に対して応募した日が、当該求人が移住支援金の対象とする求人としてマッチングサイトに掲載された日以降の日であること。</p> <p>カ 就業先の企業等に、支援金の交付を申請した日から5年以上継続して就業する意思を有していること。</p>
専門人材	<p>内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業しており、就業の項に掲げるア、イ、エ及びカに掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。</p>
起業	<p>申請日の1年前までに、岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けており、かつ、当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。</p>
テレワーク	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 就業先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により岩手県外から移住した場合であって、大船渡市を生活の本拠とし、転出元で従事していた業務を継続して行うこと。</p> <p>イ 大船渡市でテレワークにより週当たり20時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。</p> <p>ウ 内閣府が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、就業先の企業等から申請者に資金が提供されていないこと。</p>
関係人口	<p>次のア及びイのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大船渡市出身者（2親等以内が大船渡市に住民票を有する等）</p> <p>(イ) 市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者</p> <p>(ウ) 大船渡市に空き家バンクを利用して移住した者</p> <p>(エ) 大船渡市おためし地域おこし協力隊又は協力隊インターンに参加したことがある者</p> <p>(オ) 住民票を移す直前の1年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者</p> <p>(カ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、岩手県内企業・団体と複業を実施している者</p>

	<p>イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 農林水産業に就業する者</p> <p>(イ) 家業等へ就業する者</p> <p>(ウ) 次の a から c までのいずれにも該当し、大船渡市が認めた企業に就業する者</p> <p>a 市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>c 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(エ) 市内で起業し、開業の届け出をしている者</p>
--	---

別表第2 (第2条関係)

要件	適用
就業	別表第1の就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。
関係人口	別表第1の関係人口の項の適用の欄に掲げる事項に該当すること。

別表第3 (第5条関係)

(1) 支援金 (一般)

項目	要件及び額
基礎額	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上の世帯員(申請者及び世帯員(以下別表第4において「申請者等」という。)により構成される世帯) 25万円 ・単身の世帯(申請者のみにより構成される世帯) 15万円
加算額	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日が属する年度の4月1日時点において世帯員に18歳未満(当該4月1日の翌日が18歳の誕生日である者を含む。)の者がある場合 当該世帯員1人につき25万円 ・申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満(当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。)である場合 5万円 ・申請者が女性である場合 5万円

(2) 支援金 (新卒者)

項目	要件及び額
基礎額	15万円
加算額	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満(当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。)である場合 5万円 ・申請者が女性である場合 5万円

別表第4（第6条関係）

区 分	書 類
<p>支援金（一般）</p>	<p>ア 申請者の写真付き身分証明書の写し</p> <p>イ 申請者等の転出元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し</p> <p>ウ 申請者等の大船渡市の住民票の写し</p> <p>エ 世帯員に、転入前に胎児であった者がいる場合にあつては、母子健康手帳等の写し</p> <p>オ 申請者又は世帯員が外国人である場合にあつては、在留資格を証明する書類の写し</p> <p>カ 「いわてお試し居住体験事業」を利用している場合にあつては、いわてお試し居住体験事業許可指令書の写し</p> <p>キ 大船渡市若者U・Iターン支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）</p> <p>ク 大船渡市若者U・Iターン支援金に係る個人情報の取扱い（様式第1号別紙2）</p> <p>ケ 別表第1に規定する要件のうち、就業の要件、専門人材の要件又は関係人口要件イ（ウ）に該当する場合にあつては、就業証明書（様式第2号）</p> <p>コ 別表第1に規定する要件のうち、起業の要件に該当する場合にあつては、岩手県地方創生起業支援金の交付決定通知書</p> <p>サ 別表第1に規定する要件のうち、テレワークの要件に該当する場合にあつては、就業証明書（テレワーク）（様式第3号）。ただし、個人事業主の場合は、就業証明書（テレワーク）（様式第3号）及び就業時間証明書（様式第3号別紙）に加え、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署の受理印が押印されているもの）又は受注業務に係る契約内容を確認できる書類の写し（転入前及び転入後の契約に係るもの）</p> <p>シ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件ア（ア）に該当する場合にあつては、大船渡市出身者であることを確認できる書類の写し</p> <p>ス 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件ア（イ）に該当する場合にあつては、活動実績証明書（様式第5号）</p> <p>セ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件ア（ウ）に該当する場合にあつては、大船渡市空き家バンクを利用して移住したことを確認できる書類の写し</p> <p>ソ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件ア（カ）に該当する場合にあつては、関係人口証明書（様式第4号）</p> <p>タ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件イ（ア）に該当する場合にあつては、農林水産業に就業していることを確認できる書類の写し</p> <p>チ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件イ（イ）に該当する場合にあつては、家業等に就業していることを確認できる書類の写し</p> <p>ツ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件イ（エ）に該当する場合にあつては、起業したことを確認できる書類の写し</p> <p>テ 申請者が岩手県の実施する移住定住施策に関する調査に回答したことを証す</p>

	<p>る書類</p> <p>ト その他市長が必要と認める書類</p>
<p>支援金（新卒者）</p>	<p>ア 支援金（一般）の項のア、カ、キ、ク、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びトに掲げる書類</p> <p>イ 申請者の転出元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し</p> <p>ウ 申請者が岩手県内の市町村の住民基本台帳に記録されたまま岩手県外市町村へ在住かつ在学していた場合にあつては、前項イに掲げる書類に代えて、在学期間中に岩手県外に居住していたことが確認できる書類</p> <p>エ 申請者の大船渡市の住民票の写し</p> <p>オ 申請者が外国人である場合にあつては、在留資格を証明する書類の写し</p> <p>カ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口要件イ（ウ）に該当する場合にあつては、就業証明書（様式第2号）</p>